

第 6 号様式記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除く。)が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用してください。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができます。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出してください。
- 3 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。
- 4 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載してください。
- 5 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)(以下「別表1」といいます。)の「法人税額計」の欄(10の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載し、括弧内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載してください。
- 6 道府県民税の「②のうち見込納付額②」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。
- 7 事業税の「所得金額総額⑧」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑨」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑩」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載してください。
- 8 事業税の「⑩のうち見込納付額⑤」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。



申告書の記載のしかた（第 6 号様式）

この記載のしかたは、申告書の様式に従って一般的なことがらについて説明してあります。

- ◎ 申告書は複写式になっておりますので、はがさずにボールペンで強く記入してください。
- ◎ 金額の端数処理についてはあらかじめ「000」「00」と印字されておりますので、それぞれの単位区分に従って記載し、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。
- ◎ なお、ご不明な点がございましたら、管轄の県税事務所までお問い合わせください。

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の税率

【法人県民税（均等割）】

事業年度終了の日		平成23年 3 月31日まで に終了する事業年度	平成23年 4 月 1 日以後 に終了する事業年度
区分			
1	資本金等の額を有しない法人 等 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人	年額 20,000 円	年額 22,000 円
2	資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人	年額 50,000 円	年額 55,000 円
3	資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	年額 130,000 円	年額 143,000 円
4	資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	年額 540,000 円	年額 594,000 円
5	資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 800,000 円	年額 880,000 円

(注)資本金等の額とは、法人税法上の資本金等の額に無償増減資等の加減算を行った金額と、資本金と資本準備金の合算額のいずれか大きい金額となります。

●法人県民税（法人税割）及び法人事業税の超過税率の適用区分

次のいずれかに該当する法人は、「①の税率」が適用されます。いずれにも該当しない法人は、「②の税率」が適用されます。

法人県民税（法人税割）	法人事業税
・ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人 ・ 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年 1,000 万円を超える法人 ・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社 ・ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人 ・ 法人税法に規定する受託法人 ・ 平成 22 年 9 月 30 日までに解散（合併による解散を除く。）した法人の清算所得に対する法人税額又は個別帰属法人税額に係る法人税割を課される法人	・ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人 ・ 所得が年 4,000 万円を超える法人（所得課税法人） ・ 収入金額が年 3 億 2,000 万円を超える法人（収入金額課税法人） ・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社 ・ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人 ・ 法人税法に規定する受託法人 ・ 平成 22 年 9 月 30 日までに解散（合併による解散を除く。）した法人の清算所得に対する事業税を課される法人

【法人県民税（法人税割）】

課税標準となる法人税又は個別帰属法人税額の	①の税率 1.8%	②の税率 1.0%
-----------------------	--------------	--------------

【法人事業税】

法人区分		①の税率	②の税率
以下の事業以外の事業を行う法人	普通法人 (特別法人、外形標準課税法人以外)	所得のうち年 400 万円以下の金額の 所得のうち年 400 万円を超える年 800 万円以下の金額の 所得のうち年 800 万円を超える金額の 3 以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人は、上記にかかわらず所得の	3.75% 5.665% 7.48% 7.48%
	特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得のうち年 400 万円以下の金額の 所得のうち年 400 万円を超える金額の 3 以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人は、上記にかかわらず所得の	3.75% 5.23% 5.23%
	外形標準課税法人	所得割 所得の 付加価値割 付加価値額の 資本割 資本金等の額の	1.18% 1.26% 0.525%
	事業年度末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人	所得割 収入金額の 付加価値割 収入金額の 資本割 資本金等の額の	1.065% 1.065% 1.065%

電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人）・保険業を行う法人	事業年度末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人	収入割 収入金額の 付加価値割 付加価値額の 資本割 資本金等の額の	0.8025% 0.3885% 0.1575%	0.75% 0.37% 0.15%
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人	上記以外の法人	収入割 収入金額の 所得割 所得の 収入割 収入金額の 付加価値割 付加価値額の 資本割 資本金等の額の	0.8025% 1.9425% 0.519% 0.8085% 0.336%	0.75% 1.85% 0.48% 0.77% 0.32%
特定ガス供給業を行う法人（特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人）				

【特別法人事業税】

法人区分	令和元年10月1日以降 に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に 開始する事業年度
普通法人	37.0%	37.0%
特別法人	34.5%	34.5%
外形標準課税法人	260.0%	260.0%
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人）・保険業を行う法人	30.0%	30.0%
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人	30.0%	40.0%
特定ガス供給業を行う法人（特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人）		62.5%

納付書の書き方について（お願い）

都道府県コード 0 4 0 0 0 2	県税 法人県民税 特別法人事業税	領収証書 ㉔
宮 城 県	口座番号 02220-1-960002	加 入 者 宮城県・取扱者 宮城県会計管理者
所在地及び法人名 ①		
②	③	④
ID	事務所 税 目	年 度
1 1	0 3	3 1
申告区分		整理番号
⑦ 3 1 1 1 0 0		(空欄)
事業年度若しくは連結事業年度		申告区分
6・4・1 から 7・3・31 まで		中予修正決定()
法人県民税	法人税額割 01	百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 円
	均等割 02	
	延滞金 03	
	計 04	
法人事業税・特別法人事業税	所得割 05	
	付加価値割 06	
	資本割 07	
	収入割 08	⑨
	特別法人事業税割 09	
	計 (05~09) 10	
	延滞金 11	
	過少申告加算金 12	
	不申告加算金 13	
	重加算金 14	
	計 (10~14) 15	
合計額 16		
納 期 限	令和 7 年 5 月 3 1 日	領収日付印
課 税 事 務 所 ⑩	仙台北県税事務所	
上記のとおり領収しました。(納税者保管) ◎この納付書は、3 枚 1 組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。		

宮城県では、納税管理を電算システムで行っています。このため、納付書に記載もれがあると納税確認に時間がかかり、入れ違いに督促・催告状などが送付されてご迷惑をおかけする場合がありますので、必要事項の記入についてご協力をお願いします。

- ① 所在地及び法人名を記入してください。

所在地及び法人名	
年 度	※ 処 理 事 項
	1 0 (②を記入してください)
事業年度又は連結事業年度	申 告 区 分
から まで	中予修正決定()

地方税法施行規則省令第12号の 2 様式等、宮城県指定以外の納付書で納税される場合には、「※処理事項」欄等に②を記入してください。

- ② 申告先の事務所コードを記入してください。

また、地域事務所の所管区域にある法人は、地域事務所の事務所コードを記入してください。

事 務 所 名	コード	事 務 所 名	コード
大 河 原 県 税 事 務 所	0 1	北部県税事務所 栗原地域事務所	0 6
仙 台 南 県 税 事 務 所	0 2	東部県税事務所 登米地域事務所	0 7
仙 台 北 県 税 事 務 所	0 3	東 部 県 税 事 務 所	0 8
塩 釜 県 税 事 務 所	0 4	気 仙 沼 県 税 事 務 所	0 9
北 部 県 税 事 務 所	0 5	仙 台 中 央 県 税 事 務 所	1 0

- ③ 3 1 と記入してください。

- ④ 5 (令和のコード) に続けて、申告年度を記入してください。

- ⑤ 同封の申告書に添付している納付書に記入している番号を記載してください。

- ⑥ 5 (令和のコード) に続けて、貴社の当該事業年始期を記入してください。

- ⑦ 申告区分コードを記入してください。

区分	コード	区分	コード	区分	コード
予定申告	310100	見込納付	311100	修正申告	311200
中間申告	310200	確定申告	311100		

※見込納付の場合には、申告区分欄の「その他」を丸印で囲み、カッコ内に「見込」と記入してください。

- ⑧ 納付区分は 0 1 と記入してください。(現金納付のコード)

- ⑨ 税額等記入欄には法人県民税、法人事業税・特別法人事業税別に該当欄に記入してください。

- ⑩ 上記②の事務所名を記入してください。

記載例

宮城県の課税番号を記載してください。

＜法人税割の課税標準及び税率＞

○税率は裏面をご覧ください。

なお、算定期間が1年末満の超過税率の判定は、年1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除した額で判断します。この場合に月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げます。

(例) 令和7年4月1日から令和7年11月20日…8ヶ月(切り上げ)
 $10,000,000\text{円} \times 8\text{ヶ月} \div 12 = 6,666,666\text{円}$

記載例の場合、課税標準となる法人税額が7,016,000円で6,666,666円を超えているため法人県民税（法人税割）の「①の税率」を適用します。

法人税申告書別表一

所得金額又は欠損金額	1	27,412,010
法人税額	2	5,966,202
法人税額の特別控除額	3	
法人税額計	10	1,050,000
		5,966,202

○法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄(10の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載し、括弧内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の上段に外書として記載された金額、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載してください。

＜均等割の税率＞

○事務所等を有していた月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。

○税率及び月割計算早見表は裏面をご覧ください。

第六号様式（提出用）

（道府県民税） A4・セピア色

(第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙二]

署名
関与税理士

(電話)